

京都市告示第 250 号

結核予防法第36条第4項の規定により指定を受けた医療機関から次のとおり指定辞退の届出がありました。

平成 16 年 7 月 28 日

京都市長 梶本頼兼

医療機関所在地	名 称
京都市上京区堀川通今出川上る南舟橋町382番地 三井ビル9階	クリニックほりかわ仮診療所
京都市左京区聖護院円頓美町16	日根野医院
京都市中京区三条通高倉東入栞屋町58番地・56番地	財団法人 京都健康管理研究会 中央診療所
京都市山科区四ノ宮泓3の4	堺医院
京都市右京区梅津南上田町1番地	医療法人 高田耳鼻咽喉科医院
京都市右京区鳴滝中道町17-2	小山耳鼻咽喉科医院
京都市西京区山田平尾町17番地	社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)